

平成27年度大学教育再生戦略推進費
地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）

Q & A

平成27年3月

文部科学省高等教育局
大学振興課大学改革推進室

【目次】

1. 事業の背景と目的

- 問 1-1 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の趣旨はなにか。… 4

2. 対象となる事業

- 問 2-1 事業協働機関には、必ず複数大学の参加が必要なのか。…………… 4
- 問 2-2 事業協働機関として想定している機関数はどれくらいか。地方公共団体が含まれていなくてもよいのか。…………… 4
- 問 2-3 事業協働地域の規模は、都道府県レベルよりも小規模であってもよいのか。…………… 4
- 問 2-4 市町村単位で事業協働地域を設定した場合に、都道府県レベルでは若年層人口が流入超過となっても市町村レベルで流出超過となっていればよいのか。…………… 4
- 問 2-5 若年層の定義は何か。…………… 4
- 問 2-6 人口の流出入はどの時点を考えればよいか。現在、若年層の人口流入が超過していても数年後には流出超過となる場合でも事業協働地域として設定することはできないのか。…………… 5
- 問 2-7 すでに本事業の趣旨・目的に沿った教育カリキュラム・教育組織を有している場合であっても、新たな教育カリキュラム・教育組織の改革が必要となるのか。…………… 5
- 問 2-8 新たな学部・学科等の設置が必要となるのか。…………… 5

3. 対象となる事業の内容

- 問 3-1 地域を志向した大学等であることを明確に宣言するということは具体的にどういうことか。…………… 5
- 問 3-2 事業協働地域への就職率及び雇用創出数は、補助期間中に事業開始前と比較して最低10%向上及びその1割が目標値の最低基準になるのか。…………… 5
- 問 3-3 「数値目標として、事業協働機関による事業への満足度を100%」とする理由は何か。…………… 5
- 問 3-4 教育カリキュラム・教育組織の改革は補助期間終了時までに行う必要があるのか。…………… 6
- 問 3-5 地域志向科目の全学必修化が必須なのか。…………… 6
- 問 3-6 地域志向科目か否かの判断は大学が行うこととなるのか。…………… 6
- 問 3-7 事業協働機関での対話の場の設定とは具体的にどういうものか。…………… 6
- 問 3-8 学内への周知徹底とは具体的にどういうものか。…………… 6
- 問 3-9 「コストシェアの考え方（役割分担）を明確にした上での事業協働機関からの支援（財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等）の徹底」とあるが、どの程度の支援が妥当なのか。…………… 6
- 問 3-10 事業協働機関が組織的・実質的に協力するとは具体的にどういうことか。… 6
- 問 3-11 すでに地方公共団体等との連携の実績がある場合は申請可能か。…………… 7
- 問 3-12 過去に「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」等で選定され補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。…………… 7
- 問 3-13 事業の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は、どのように取り扱えば良いのか。…………… 7
- 問 3-14 COC+推進コーディネーターが補助金の配分方針を決定できることとする、雇用主であるCOC+大学への配分に重点化されるのではないか。…………… 7
- 問 3-15 事業協働地域の大学と地方公共団体との協定書（案）の提出は必須なのか。…………… 7
- 問 3-16 協定はCOC+に参加する全ての大学が全ての地方公共団体と締結する必要

があるのか。……………	8
問3-17 地方公共団体への計画への反映については、申請時は計画策定のスケジュールでもよいとされているが、反映はいつまでに必要なのか。また、反映された場合は、文部科学省に報告が必要なのか。……………	8
問3-18 若年層が流入超過となっている地域の大学もCOC+大学になることは可能なのか。……………	8
問3-19 若年層が流出超過となっている地域の大学は、COC+参加校として複数の事業協働地域に参加できないのか。……………	8
問3-20 複数の地域にキャンパスが点在する大学の場合、事業協働地域の設定はどのようにすればよいのか。……………	8
問3-21 COC+参加校もカリキュラム改革や全学的な取組が必要になるのか。……………	8
問3-22 COC+に参加することが平成25年度又は平成26年度に大学COC事業に採択された大学（「COC既採択校」という。）への継続支援の条件とされていたことについて、平成27年1月の事業説明会ではさらに検討するとのことだったが、どのような扱いになったのか。……………	8
問3-23 「地（知）の拠点大学」としての申請も受け付けることとした理由は何か。……………	9
問3-24 「地（知）の拠点大学」として認定されれば、大学COC事業のロゴマークを使用することが可能になるのか。……………	9
問3-25 「地（知）の拠点大学」として認定されれば、別途補助金を受け取ることになるのか。……………	9

4. 申請要件等

問4-1 申請要件は全て達成する必要があるのか。……………	9
問4-2 申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるのか。……………	9
問4-3 申請要件を維持し、又は達成するための経費は本補助金から支出可能か。……………	10
問4-4 申請要件のうち、FDの形態・回数・実施内容について定めはあるのか。……………	10
問4-5 キャップ制は必ず採用する必要があるのか（大学において、キャップ制以外の単位の過剰登録を防ぐ取組を実施しているが、そのような取組は認められないのか）。……………	10
問4-6 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。……………	10

5. 申請者等

問5-1 どのような大学、短期大学、高等専門学校が申請できるのか。……………	10
問5-2 学年進行中の大学は申請できないのか。……………	10
問5-3 一部の学部や研究科の事業では申請できないのか。……………	10
問5-4 大学COC事業に採択されている大学も申請できるのか。……………	11
問5-5 「事業担当者」について、どのような資格が必要なのか。教員である必要はあるのか。……………	11
問5-6 「事業担当者」を学長とすることはできるのか。……………	11
問5-7 「事業担当者」は、今後採用予定の者でも良いのか。……………	11
問5-8 「事業担当者」は、申請大学に所属していない者でも良いのか。……………	11
問5-9 複数大学で申請することはできないのか。……………	11
問5-10 事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施するとは、どのようなことを想定しているのか。……………	11
問5-11 事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力する場合、申請大学から協力大学に補助金を配分することはできるのか。……………	11

6. 選定件数と申請件数

問6-1 選定件数は予算の範囲内で調整するとのことだが、目安としてどの程度	
---------------------------------------	--

の選定件数を考えているのか。……………	12
問6-2 大学の一部の機関、教員等が他の大学等の事業に協力する場合は、件数 に上限はないのか。……………	12
問6-3 他の補助金にも申請する予定であるが、本事業への申請が制限されるのか。……………	12
7. 補助期間	
問7-1 5年間の支援は確実なのか。……………	12
問7-2 補助期間は必ず5年間である必要があるのか。3年や4年ではいけないのか。……………	12
問7-3 補助期間終了と同時に本事業を終了してもよいか。……………	12
8. 事業規模	
問8-1 申請に当たり、補助金基準額まで計上しなければならないのか。……………	13
問8-2 補助金基準額に対して、基準まで計上している事業とそこに満たない少 額の事業では有利・不利があるのか。……………	13
9. 事業協働地域等	
問9-1 都道府県、市区町村以外の単位で事業協働地域を設定することは可能か。……………	13
問9-2 若年層の人口流入地域の大学が隣接していない地方公共団体と連携する 場合、その距離はいくら離れていても構わないのか。……………	13
問9-3 事業協働機関からの人的・物的・財政的支援に関して、申請時と比較し て増加させる必要があるのか。……………	13
問9-4 事業協働機関からの人的・物的・財政的支援は、申請時点で確実なもの である必要があるのか。……………	13
問9-5 地方公共団体が設置した大学であっても、事業協働地域への参加同意書 は必要か。……………	14
問9-6 参加同意書の様式は指定されたもの以外を使用しても構わないか。……………	14
問9-7 参加同意書の氏名・公印に関して、知事や市長等でなければならないの か。……………	14
10. 経費	
問10-1 毎年度の補助金交付額は、公募要領に記載されている補助金基準額が5 年間保証されるのか。……………	14
問10-2 採択された場合、事業開始前（交付内定前）に実施した事業について遡 って経費を充当できるのか。……………	14
問10-3 補助金交付（内定）額は、どのように算定されるのか。……………	14
問10-4 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。……………	14
問10-5 シンポジウム、広告費及び旅費等について、過度に華美とならないよう 注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由如何。……………	15
問10-6 補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。……………	15
問10-7 事業担当者について、人件費を支出することは可能か。……………	15
問10-8 すでに在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替 教員として本事業に関与しない教員を採用した場合、その経費を支出する ことは可能か。……………	15
問10-9 「地域志向教育研究経費」の配付を受けている教員が、他の競争的資金 を受けて教育研究を行うことは可能か。……………	15
問10-10 TAとして学生を雇用した場合、謝金を支給することは可能か。また、 可能な場合、TAのほか、課外活動等の支援のため謝金を支払うことは可能 か。……………	15
問10-11 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは 可能か。……………	15
問10-12 学生へ旅費を支給することは可能か。……………	16

問10-13	学生へ国内移動のための交通費を支給することは可能か。……………	16
問10-14	実践教育を行うため、学生が実習を行う場合に必要なる交通費や宿泊費 を支出することは可能か。……………	16
問10-15	外国旅費について、その必要性に十分注意することとあるが、特にこの 費目が指摘される理由如何。……………	16
問10-16	「その他」の費目のうち、「地（知）の拠点整備事業」で計上が可能 だった「地域志向教育研究経費」に関する記述がないが、「地（知）の拠点 大学による地方創生推進事業」でも計上してよいのか。……………	16
<u>11. 審査方法・基準等</u>		
問11-1	「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業選定委員会」の委員の氏 名は公表されるのか。……………	17
問11-2	書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。……………	17
問11-3	面接審査が実施される場合、大学等以外の者が出席することは可能か。……	17
<u>12. 申請方法等</u>		
問12-1	「地（知）の拠点大学」として認定申請をする場合、申請書等の提出方 法はどうなるのか。……………	17
<u>13. その他</u>		
問13-1	中間評価、事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどの ようなものになるのか。……………	17
問13-2	毎年度のフォローアップはどのように行われるのか。……………	17
問13-3	特に地域内での広報・普及活動の一環として、地方公共団体等と連携し、 シンポジウム等を開催することは可能か。……………	17

1. 事業の背景と目的

問1-1 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の趣旨はなにか。

答 『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』ことが危惧されています。このような中で、地方と東京の経済格差拡大が、魅力ある職を求める我が国の人口を地方から東京圏へ流出させていると指摘されております。とりわけ、このような人口の流出は、大学入学時及び大学卒業・就職時の若い世代に集中しています。

こうした状況を踏まえ、平成25年度から「地域のための大学」として、各大学の強みを生かしつつ、大学の機能別分化を推進し、地域再生・活性化の拠点となる大学の形成に取り組んできた「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」を発展させ、地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓するとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目指します。

2. 対象となる事業等

問2-1 事業協働機関には、必ず複数大学の参加が必要なのか。

答 地域によって高等教育機関数が異なりますので、一律な基準はありませんが、事業規模に応じて少なくとも2以上の参加が必要です。

問2-2 事業協働機関として想定している機関数はどれくらいか。地方公共団体が含まれていなくてもよいのか。

答 一律な基準はありませんが、地域一体となって雇用創出や学卒者の地元就職率を向上させ、「ひと」の地方への集積を目指す事業であることから、スケールメリットが十分に生かせる機関数で事業協働地域を設定して下さい。なお、地域の求める人材の養成を地域が一体となって円滑に推進するためには、地方公共団体の参加は必須となります。

問2-3 事業協働地域の規模は、都道府県レベルよりも小規模であってもよいのか。

答 事業協働地域の規模は都道府県レベルを想定していますが、人口や面積、高等教育機関の配置等を勘案し、県域よりも小さい単位や県域を越えた単位での申請を妨げるものではありません。

問2-4 市町村単位で事業協働地域を設定した場合に、都道府県レベルでは若年層人口が流入超過となっても市町村レベルで流出超過となっていればよいのか。

答 都道府県レベルでも若年層人口が流出超過となっていることが望ましいです。

問2-5 若年層の定義は何か。

答 本プログラムにおいては、大学入学時から大学や大学院を修了する時期の年齢を想定しています。

問2-6 人口の流出入はどの時点を考えればよいか。現在、若年層の人口流入が超過していても数年後には流出超過となる場合でも事業協働地域として設定することはできないのか。

答 申請前年度までの事業協働地域における過去5年程度の人口流出入を分析して判断して下さい。より精緻な傾向分析ができる場合は、過去何年分を分析するかは事業協働機関で決めて構いませんが、将来の分析をもとに判断することは出来ません。

問2-7 すでに本事業の趣旨・目的に沿った教育カリキュラム・教育組織を有している場合であっても、新たな教育カリキュラム・教育組織の改革が必要となるのか。

答 今回の申請に当たり、新たな教育カリキュラム又は教育組織の改革は必須です。本事業は、これまで大学が取り組んできた事業がある場合にはそれを踏まえた上で、将来にわたって大学が実施する新たな事業に対するスタートアップ経費となります。

問2-8 新たな学部・学科等の設置が必要となるのか。

答 必ずしも学部・学科等の設置は必須ではありません。

3. 対象となる事業の内容

問3-1 地域を志向した大学であることを明確に宣言するということは具体的にどういうことか。

答 学則、中期目標、大学の基本理念（アカデミック・ポリシー）等に明確に記載してあることを想定しています。また、地域の知の拠点であるということにファーストプライオリティを置く大学を積極的に支援します。

問3-2 事業協働地域への就職率及び雇用創出数は、補助期間中に事業開始前と比較して最低10%向上及びその1割が目標値の最低基準になるのか。

答 COC+全体での目標値であり、それを上回る意欲的な目標値を設定することが望ましいが、事業協働地域に参加する大学の就職率や地域の実情を勘案し、それを下回る目標値とすることも可能です。また、目標値を設定する際には地方公共団体が掲げる施策等との関係性を十分に勘案して下さい。

問3-3 「数値目標として、事業協働機関による事業への満足度を100%」とする理由は何か。

答 申請前に事業協働地域に参加する機関と事業内容について十分協議した取組であることから、順調に事業が進捗すれば、満足度は100%となることが当然と考えています。

問3-4 教育カリキュラム・教育組織の改革は補助期間終了時までに行う必要があるのか。

答 補助期間終了時を目途として成果をだしていただく必要があります。特にカリキュラム改革については、新たなカリキュラムを補助期間終了時の卒業生が履修できるようにして下さい。

問3-5 地域志向科目の全学必修化が必須なのか。

答 地域志向科目を全学必修化することに限らず、地域志向科目群を設定し選択必修とする、各学部の専門科目の一部を地域志向科目として必修化するなど、全学生が卒業するまでに一度は受講できる体系的なカリキュラムの構築には様々な方法が考えられます。具体的にどのような教育カリキュラム・教育組織の改革を行うかは、各大学で創意工夫して下さい。

問3-6 地域志向科目か否かの判断は大学が行うこととなるのか。

答 地域志向科目とは、本事業の目的にそった人材育成のために必要な学修を実施する科目のことです。第一義的には、大学で趣旨に適った科目かどうか判断して下さい。

その際、単に「地域」という言葉がシラバスに記載されているということのみで判断するのではなく、責任を持って授業内容を精査して下さい。

なお、審査の際に必要なため、申請書等には、計画している地域志向科目の内容を可能な限り具体的に記載して下さい。

問3-7 「事業協働機関での対話の設定の場」とは具体的にどのようなものか。

答 本プログラムは大学COC事業と同様に地域のニーズと大学のシーズのマッチングにより実施されるものであり、事業協働機関それぞれの対話の場が設定され、定期的に意見交換が行われる体制が構築されていることを想定しています。

問3-8 学内への周知徹底とは具体的にどのようなものか。

答 全学教職員へのFD・SDの徹底などを想定しています。全学生が地域に関する知識や理解を深めるためには、全教職員の意識を高める必要があると考えます。

問3-9 「コストシェアの考え方（役割分担）を明確にした上での事業協働機関からの支援（財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等）の徹底」とあるが、どの程度の支援が妥当なのか。

答 大学から申請のあった事業が、真に地域と連携して計画されたものであるのか否かを判断する際に、事業協働機関それぞれの本事業への期待度を測る一つの重要な指標であると考えたためです。また、本事業により、大学も地域も互いに利得を享受できると考えるため、本事業に特化した支援が必要と考えます。

問3-10 事業協働機関が組織的・実質的に協力するとは具体的にどういうことか。

答 事業協働機関の対話の場での意見交換等が形式的なものではなく、事業の目的を達成するために、どの機関が具体的に何をするのが明確である必要があります。そのために、事業協働機関が今回の申請にどの程度実質的に関与しているのか、地域課題の把握及び事業協働機関からの支援の状況などを通じて確認させていただきます。

問3-11 すでに地方公共団体等との連携の実績がある場合は申請可能か。

答 申請可能です。その際は、既存の連携の実績を踏まえ、更に連携を発展・充実させて下さい。

問3-12 過去に「国公立大学を通じた大学教育改革支援プログラム」等で選定され、補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。

答 申請可能です。その際は、これまでの成果を基に取組内容を発展・充実させた上で、本事業の一部として取り込んで下さい。当該取組をそのまま継続・延長させたものは対象とはなりません。

問3-13 事業の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は、どのように取り扱えば良いのか。

答 他の補助金等による経費措置との重複は認められませんので、本補助事業の取組として他の補助金を使用することはできません。

問3-14 COC+推進コーディネーターが補助金の配分方針を決定できることとすると、雇用主であるCOC+大学への配分に重点化されるのではないか。

答 COC+推進コーディネーターは、広域の事業協働機関の連携を強化し、事業を円滑に実施していくうえで、重要な役割を果たすこととなります。そのため、役割が形骸化せず、責任を持って事業協働地域における取組を把握して事業全体が管理できるよう、補助金の配分方針を決定できることとしました。

一方で、その配分方針が適切なものかどうか判断するために事業協働地域で開催する連絡会議等において意見を聴取することなどの仕組みを設ける必要があると考えます。

問3-15 事業協働地域の大学と地方公共団体との協定書（案）の提出は必須なのか。

答 地方創生を強力に推進するためには、地方公共団体の役割は非常に重要であり、大学と地方公共団体両者が合意した雇用創出数や就職率の向上に関する具体的な数値目標を掲げた協定書を締結することとしました。

なお、申請時点では協定書は案で構いませんが、採択された場合には、平成27年度中には必ず協定書を提出して下さい。

問3-16 協定はCOC+に参加する全ての大学が全ての地方公共団体と締結する必要があるのか。

答 COC+として事業を実施するのであれば、COC+参加校も含めてすべての大学が事業協働地域に参加する地方公共団体すべてと協定を締結する必要があります。

問3-17 地方公共団体への計画への反映については、申請時は計画策定のスケジュールでもよいとされているが、反映はいつまでに必要なのか。また、反映された場合は、文部科学省に報告が必要なのか。

答 地方公共団体への計画への反映は、補助期間内に必ずして下さい。反映後速やかに文部科学省に報告をお願いします。

問3-18 若年層が流入超過となっている地域の大学もCOC+大学になることは可能なのか。

答 可能ですが、若年層が流入超過となっている地域を事業協働地域とすることはできません。

問3-19 若年層が流出超過となっている地域の大学は、COC+参加校として複数の事業協働地域に参加することは可能なのか。

答 COC+参加校も含めて事業協働地域に参加する大学全体の地元定着率向上に取り組む事業であるため、流出超過地域の大学はCOC+参加校であっても複数の事業協働地域に参加することはできません。一方で流入超過地域の大学は、地方大学の魅力を高めることに貢献する役割が期待されていることからCOC+参加校として複数の事業協働地域に参加することが可能です。

問3-20 複数の地域にキャンパスが点在する大学の場合、事業協働地域の設定はどのようにすればよいのか。

答 COC+大学となる場合は、大学の本部が所在する地域が若年層の流出超過地域であれば、当該地域を中心に事業協働地域を設定し、その他のキャンパスは、設定した事業協働地域に必ず参加することとなります。大学の本部が所在する地域が若年層の流入超過地域である場合は、若年層が流出超過となっている地域を事業協働地域として設定し、当該地域において全学的な取組をすることとなります。

問3-21 COC+参加校もカリキュラム改革や全学的な取組が必要になるのか。

答 COC+参加校の役割については、参加する事業協働地域の雇用創出や就職率向上にどのような役割を果たすのかを各事業協働機関と協議し、決定することになりますので、カリキュラム改革までは必要ありません。ただし、大学としてどのような役割を果たすのかを明確にさせていただく必要があることから、事業協働機関として果たす役割について、学長のリーダーシップのもとで全学的なバックアップ体制を構築し、事業協働地域の雇用創出や就職率向上に資する取組をしてもらうこととなります。

問3-22 COC+に参加することが平成25年度又は平成26年度に大学COC事業に採択された大学（「COC既採択校」という。）への継続支援の条件とされていたことについて、平成27年1月の事業説明会ではさらに検討するとのことだったが、どのような扱いになったのか。

答 申請事業すべてがCOC+に採択されるとは限らないことから、COC+に参加することを大学COC事業の継続支援の条件とはしないこととしました。

ただし、COC既採択校においては、地域との対話の場の設定や地域の解題解決に資する人材を養成するための教育カリキュラムの構築に着手済みであり、COC+に参加し、その知見を生かすことがCOC既採択校の役割であると認識しております。したがって、平成28年度以降のCOC既採択校への補助金の配分に際しては、COC+への参加の有無を勘案する予定であることを申し添えます。

問3-23 「地（知）の拠点大学」としての申請も受け付けることとした理由は何か。

答 COC+大学として、事業協働地域全体を取りまとめることが困難な大学でも過去2年の大学COC事業への申請等で準備し、あるいは取組を始めたものがあると考えており、そうしたものを発展させ、COC+の一部として効果的で特に優れた構想となっていれば「地（知）の拠点大学」の取組として認定したいと考えたためです。

問3-24 「地（知）の拠点大学」として認定されれば、大学COC事業のロゴマークを使用することが可能になるのか。

答 可能です。

問3-26 「地（知）の拠点大学」として認定されれば、別途補助金を受け取ることになるのか。

答 COC+の事業として支援する補助金の範囲内で配分されることとなりますが、あくまでCOC+の事業の一部として実施することとなりますので、取組内容は事業協働地域で十分に協議することが必要となります。

4. 申請要件等

問4-1 申請要件は全て達成する必要があるのか。

答 全ての要件について申請時において達成しているか、平成30年3月までに達成する必要があります（遅くとも、29年度中に全学的な意思決定がされる必要があります）が、実施は30年度当初からでもかまいません。

なお、COC+参加校は申請要件のうちvi及びviiの要件についてのみ事業期間終了（平成32年3月末）までに達成すればよいこととしています。

問4-2 申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるのか。

答 申請要件の達成状況は厳格に確認します。万一平成30年3月までに達成されない場合は、

以後の補助金について減額または打ち切りを行うとともに、大学名を公表します。申請要件の達成の考え方については、問3-1を参照して下さい。

問4-3 申請要件を維持し、又は達成するための経費は本補助金から支出可能か。

答 当該経費は本補助金から支出することはできません。本補助金は、あくまでもCOC+に沿った取組を支援するものです。

問4-4 申請要件のうち、FDの形態・回数・実施内容について定めはあるのか。

答 全専任教員（学部教育を担当しない教員を除く）のうち、4分の3以上の者に対して年に1回以上のFDを実施することが最低要件です。実施形態や実施内容については申請者においてご検討下さい（形式的なものではなく、実質的に教員の教育技術向上や認識共有を図るものとして下さい）。

問4-5 キャップ制は必ず採用する必要があるのか（大学において、キャップ制以外の単位の過剰登録を防ぐ取組を実施しているが、そのような取組は認められないのか）。

答 要件の趣旨（この場合、単位の過剰登録防止）が達成できるのであれば、必ずしもキャップ制にこだわる必要はありません。FDの実施、GPAの導入についても同様です。

問4-6 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

答 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第3条に該当し、平成26年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となる。

5. 申請者等

問5-1 どのような大学、短期大学、高等専門学校が申請できるのか。

答 平成27年4月1日現在設置されている大学、短期大学、高等専門学校であれば申請できます。

なお、採択された事業については、「大学改革推進等補助金」により財政支援を行うことを予定しており、大学改革推進等補助金交付要綱第3条第2項に基づき、私立大学にあつては設置者が学校法人のものに限ります。

問5-2 学年進行中の大学は申請できないのか。

答 平成27年4月1日現在設置されていれば、学年進行中であつたとしても申請できます。

問5-3 一部の学部や研究科の事業では申請できないのか。

答 できません。本事業では、大学が地（知）の拠点として全学的に地域を志向することを求

めており、可能な限り、全学部・全研究科で実施いただくことが望ましいと考えます。

問5-4 大学COC事業に採択されている大学も申請できるのか。

答 可能です。

問5-5 「事業責任者」について、どのような資格が必要なのか。教員である必要はあるのか。

答 事業の運営を実質的に総括する常勤の教職員であれば、特段の資格等は指定しません。また、地域と大学をつなぐコーディネーター等、必ずしも教員である必要はありません。

問5-6 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

答 「事業責任者」は実質的な事業統括者であり、学長がそれを担うことは難しいと考えます。

問5-7 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

答 「事業責任者」は、申請の時点で当該大学の常勤の教職員である必要があります。

問5-8 「事業責任者」は、申請大学に在籍していない者でも良いのか。

答 「事業責任者」は常勤である必要があります。

問5-9 複数大学で申請することはできないのか。

答 COC+は大学だけではなく、複数の事業協働機関が協働で実施する事業であり、全体を責任を持って統括する必要があり、責任の所在が曖昧となりかねない共同申請は認めないこととしています。

問5-10 事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施するとは、どのようなことを想定しているのか。

答 例えば、看護系の単科大学が事業を実施する際に、他大学の医学部の協力を得るなど、自大学にはない分野を補うために他大学の一部の機関、教員等の力を借りることを考えています。

協力する他大学が直接地域的に繋がりがある必要はありません。

また、協力する大学は、別途、自ら申請することが可能です。

問5-11 事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施する場合、申請大学から協力大学に補助金を配分することは可能か。

答 あくまでも申請大学の事業に協力するということなので、申請大学から協力大学に補助金

を配分することはできません。

委託契約、謝金等により、申請大学から協力大学の機関や教員等に対して本補助金から支出を行うことは、補助目的に沿ったものであれば、差し支えありません。

6. 選定件数と申請件数

問6-1 選定件数は予算の範囲内で調整するとのことだが、目安としてどの程度の選定件数を考えているのか。

答 30件前後を予定しているが、今後更に検討します。

問6-2 大学の一部の機関、教員等が他の大学の事業に協力する場合は、件数に上限はないのか。

答 上限はありません。

問6-3 他の補助金にも申請する予定であるが、本事業への申請が制限されるのか。

答 他の補助事業への申請によって、本事業への申請の制限がされることはありません。ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請して下さい。

7. 補助期間

問7-1 5年間の支援は確実なのか。

答 地方創生を推進する本事業の重要性を踏まえ、適切に対応していきますが、平成28年度以降の予算に関しては、最終的には、予算編成及び国会での議決を経て決定されることとなりますので、5年間の支援を必ず保証するものではありません。

また、毎年度のフォローアップ及び支援開始から3年目に実施する中間評価の結果は、補助金の配分に勘案するとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求める場合があります。

問7-2 補助期間は必ず5年間である必要があるのか。3年や4年ではいけないのか。

答 補助期間の上限が5年間です。それより短くても構いません。

問7-3 補助期間終了と同時に本事業を終了しても良いか。

答 本事業は、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目指しており、地域が求める人材を養成していくためのスタートアップ経費として必要な経費を支援することを目的としております。そのため、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業を継続していただくこととしております。各大学は、補助期間終了後の継続性に配慮した上で申請して下さい。

8. 事業規模

問 8-1 申請に当たり、補助金基準額まで計上しなければならないのか。

答 補助期間の計画策定に当たり、毎年度の予算計上は、その年度に実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、補助金基準額の範囲内で必要な金額を計上して下さい。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに華美であったり不必要な経費を計上することは評価に影響すると考えて下さい。

なお、次年度以降の本事業全体の予算額については、最終的には、予算編成及び国会での議決を経て、決定されることとなりますので、事業計画期間中の計画額が必ず保証されるものではないこと、また、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業を実施していくことに留意し、妥当な経費を計上した上で、補助期間終了後の適切な資金計画を作成して下さい。

問 8-2 補助金基準額に対して、基準まで計上している事業とそこに満たない少額の事業では有利・不利があるのか。

答 ありません。

大学や事業の規模において、事業実施に必要な経費を計上して下さい。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに華美であったり不必要な経費を計上することは、評価に影響すると考えて下さい。

なお、本補助金は厳しい財政状況の中、基盤的な財政支援に加えて国が政策誘導的に支援するものですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の積算を含む事業計画を作成して下さい。

9. 事業協働地域等

問 9-1 都道府県、市区町村以外の単位で事業協働地域を設定することは可能か。

答 可能です。例えば政令指定都市の区などもあり得ますが、雇用創出や学卒者の地元就職率を向上させ、「ひと」の地方への集積を目指す事業であることから、スケールメリットが十分に生かせるような事業協働地域を設定するようにして下さい。

問 9-2 若年層の人口流入地域の大学が隣接していない地方公共団体と連携する場合、その距離はいくら離れていても構わないのか。

答 問題ありません。ただ、なぜ申請大学が当該地域の人口集積を推進するのか、必要性・重要性をより丁寧に説明いただく必要があります。

問 9-3 事業協働機関からの人的・物的・財政的協力は、申請時と比較して増加させる必要があるのか。

答 今回の申請に当たり充実させていただくことが必要です。

問 9-4 事業協働機関からの人的・物的・財政的支援は、申請時点で確実なものである必要があるのか。

答 事業協働機関と具体的な話し合いが進んでいる等、支援が見込めるものを記入して下さい。
なお、必ずしも事業開始1年目からの支援を求めるものではありません。

問9-5 地方公共団体が設置した大学であっても、事業協働地域への参加同意書は必要か。

答 必要です。

問9-6 参加同意書の様式は指定されたもの以外を使用しても構わないか。

答 同意書の様式は参考として示した例示です。これ以外の様式で提出しても構いません。

問9-7 参加同意書の氏名・公印に関して、知事や市長等でなければならないのか。

答 事業協働機関の部局長等でも構いませんが、より組織的・実質的に連携し、事業を推進していただくために、知事、市長、社長等の氏名・公印が望ましいと考えます。

10. 経費

問10-1 毎年度の補助金交付額は、公募要領に記載されている補助金基準額が5年間保証されるのか。

答 問7-1と同旨。

問10-2 採択された場合、事業開始前（交付内定前）に実施した事業について遡って経費を充当できるのか。

答 交付内定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。

問10-3 補助金交付（内定）額は、どのように算定されるのか。

答 補助金の配分は、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業選定委員会」における審査結果等を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、各大学からの交付申請額に基づき、構想の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。なお、平成28年度以降については、毎年度のフォローアップ等の結果も勘案します。

問10-4 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

答 交付内定の決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出して下さい。

問10-5 シンポジウム、広告費及び旅費等について、過度に華美とならないよう注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由如何。

答 シンポジウム、広告費については、事業そのものを推進するための経費ではなく、事業を公表・普及することが目的の経費です。限られた予算を有効に活用するため、直接的に事業推進に資する経費により重点を置いて計上していただくためです。

問10-6 補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。

答 補助金の充当が適当と考える事項とは、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本事業に申請した計画の実施に当たり大学が行う取組に直接必要な経費となります。

問10-7 事業担当者について、人件費を支出することは可能か。

答 事業担当者は、申請の時点で当該大学の常勤の教職員である必要があるため、人件費を支出することはできません。

問10-8 すでに在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員として本事業に関与していない教員を採用した場合、その経費を支出することは可能か。

答 本事業の補助対象経費となる人件費は、本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費にのみ使用することができます。このような間接的に必要となった経費は対象となりません。

問10-9 本補助金から人件費を支出されている教員が、他の競争的資金を受けて教育研究を行うことは可能か。

答 雇用上のエフォートを管理した上で研究等を行うことは可能です。その際は、本事業に従事した部分のみ、本補助金から支出可能です。なお、他の競争的資金において定められている使用ルールを必ず遵守して下さい。

問10-10 TAとして学生を雇用した場合、謝金を支給することは可能か。また、可能な場合、TAのほか、課外活動等の支援のため謝金を支払うことは可能か。

答 どちらも可能です。謝金の単価については大学の規程等に従って算出して下さい。ただし、学生の修学活動の対価として学生に謝金等を支払うことは認められませんので、注意して下さい。昨今、学生の謝金を必要以上に請求し、一時的に学生へ支払った後に学生から教員に一部を還流させるなどの不正使用が発覚したため、その支払にあたっては、学内の規程等に基づき十分な管理体制のもとで行って下さい。

問10-11 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。

答 本事業は計画の実施に係る大学の経費に使用されるものであり、学生個人に課される費用

は対象としていません。したがって、学生への奨学金の支給や、学生個人が負担した交通費の立替払いのような支出に関しては、原則、本補助金から支出することはできません。

問10-12 学生へ旅費を支給することは可能か。

答 旅費は、学生には使用できません。ただし、TAとして雇用した場合はその限りではありません。なお、補助事業者の規程等に基づく場合においては、交通費等の実費に限り、補助対象経費として計上することができます。(問8-13及び問8-14を参照)

問10-13 学生へ国内移動のための交通費を支給することは可能か。

答 補助事業者がバス等の借上げにより対応することを原則としますが、当該大学等において、通常、学生に交通費を支給している場合もしくは借上げと比較し、効率的かつ経済的である場合は、補助事業者の規程等に従って回数券又は交通費(実費相当)を支給することは可能です。その際、補助事業者は適正かつ明瞭に執行管理して下さい。なお、当該大学に在籍していない学生、高校生、シンポジウム等の一般参加者に対する交通費や学生に対する日当については、補助事業者の規程等に従って支給したとしても、補助対象経費とはなりません。

問10-14 実践教育を行うため、学生が実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費を支給することは可能か。

答 学生が実習等を行うための交通費や宿泊費については、補助事業者が適正かつ明瞭に執行管理できるように、補助事業者がバスや宿泊施設等の借上げを行うなどの方法により、学内規程等に従って支出して下さい。ただし、学生の宿泊費について、補助事業者が宿泊施設等の借上げを行う際に、食事代を含めることはできません。

問10-15 外国旅費について、その必要性に十分注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由如何。

答 本事業の趣旨に鑑み、外国旅費が全体の中で過度な比重を占めることは適当ではないと考えたからです。

問10-16 「その他」の費目のうち、「地(知)の拠点整備事業」で計上が可能だった「地域志向教育研究経費」に関する記述がないが、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」でも計上してよいのか。

答 地域を志向した教育・研究・社会貢献を行うための経費を学内公募により各教員に配付することができる「地域志向教育研究経費」については、申請時点で事業協働機関で十分な協議を行い教育・研究・社会貢献それぞれの取組が明確になっている「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」には馴染まないため、計上できないこととしました。

11. 審査方法・基準等

問11-1 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業選定委員会」の委員の氏名は公表されるのか。

答 選定結果公表後に、委員の氏名を公表いたします。

問11-2 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。

答 書面審査は全ての申請に対して行い、書面審査の結果を基に面接審査の対象校を決定します。面接審査対象校は、採択予定件数の1.5程度を予定していますが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性があります。

問11-3 面接審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。

答 面接審査の詳細な実施方法については、対象校に追ってご連絡いたします。

12. 申請方法等

問12-1 「地（知）の拠点大学」として認定申請をする場合、申請書等の提出方法はどうか。

答 COC+大学の申請書の一部として、COC+大学の申請書と一緒に提出して下さい。

13. その他

問13-1 中間評価、事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。

答 今後、選定委員会等で審議・決定し、追ってご連絡する予定です。

問13-2 毎年度のフォローアップはどのように行われるのか。

答 今後、選定委員会等で審議・決定し、追ってご連絡する予定です。

問13-3 特に地域内での広報・普及活動の一環として、地方公共団体等と連携し、シンポジウム等を開催することは可能か。

答 可能です。なお、シンポジウム等は事業目的と照らして過度に華美とならないよう注意して下さい。